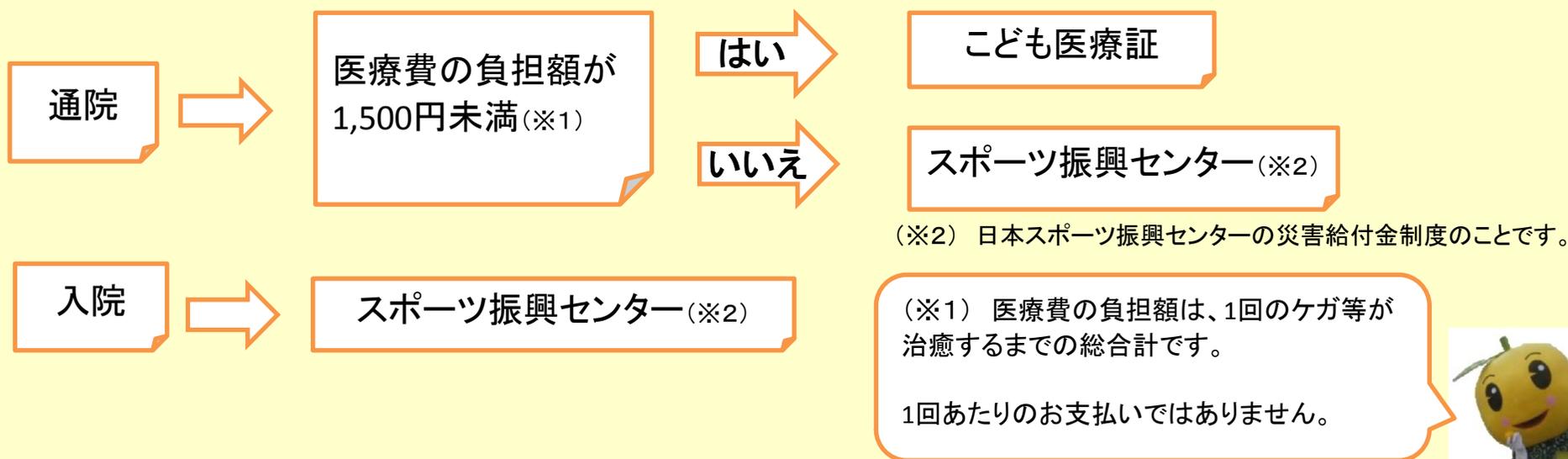


学校管理下でケガ等されたときは…



こども医療証と災害給付金制度の利用につきまして

学校管理下でのケガ等で診療を受けた場合は、以下のような取り扱いをお願いします。



1,500円未満の通院につきまして

※ 重度障害者医療証またはひとり親家庭等医療証をお持ちの方の医療費につきましては、重度障害者医療証またはひとり親家庭等医療証を優先適用します。

医療費の負担額が1,500円以上の通院、入院につきまして

※ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付金制度にご加入でない場合は、下記までご連絡ください。

豊前市教育委員会 学校教育課 教育総務係 TEL0979-82-1111(内線1214)

お問い合わせ:豊前市 市民課 医療保険係 TEL0979-82-1111(内線1207)